

入 札 説 明 書 受 領 書

第二管区海上保安本部総務部経理課あて

契 約 件 名	(塩釜合庁)敷地内環境整備 ・競争参加資格→「役務の提供等」C又はD	
入 札 説 明 書 受 領 年 月 日 時	令和 年 月 日	午前・午後 時 分
申 込 業 者 氏 名 又 は 商 号		
申 込 業 者 住 所 又 は 所 在 地		
担 当 者 職 名 ・ 氏 名 ・ 連 絡 先	Tell Fax Mail	
電 子 ・ 紙 入 札 の 別 (ど ち ら か に ○)	電子入札	紙入札
入 札 説 明 書 (仕 様 書 含 む) 受 領 印 (担 当 者 印)		
そ の 他 (御 社 競 争 参 加 資 格 の 記 載 等)		

※ホームページ又は郵送で入札説明書を受領された方へ

入札説明書の受領確認のため、上記各箇所記入のうえ、PDFを下記メールアドレスあて送付をお願いいたします。

メールアドレス: jcg-2keiri@gxb.mlit.go.jp

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

調達番号： 契合庁第6 1 号

調達件名： (塩釜合庁) 敷地内環境整備

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込みに必要な書類の提出期限及び方法
- 5 入札書受領期限及び開札日時場所
- 6 その他

添付物

- ・ 契約書(案)
- ・ 確認書
- ・ 委任状
- ・ 紙入札方式参加願
- ・ 別紙様式1－1 入札書

第二管区海上保安本部の調達契約にかかわる入札公告（令和7年7月2日付）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

第二管区海上保安本部長 白崎 俊介

2 調達内容

- (1) 件 名 (塩釜合庁) 敷地内環境整備
- (2) 履行期間 令和8年2月27日
- (3) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
また、電子調達システムにより難い者は、発注者に「紙入札方式参加願」を提出して紙入札方式、紙契約方式に代え別紙様式1-1「入札書」により入札すること。
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので

- ① 入札者は、調達案件の履行に要する一切の諸経費を含め上記の契約金額を総価で見積もるものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ③ 入札者は、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- (4) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。また、当本部から指名停止の措置を受け、指名停止中の者でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、
「役務の提供等」のC又はDランク
に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし、指名停止期間中にあるものは除く。）なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、下記5（1）へ問い合わせること。
- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 下記5項目（1）の担当者から本案件に係る入札説明書を入手している者であること。

4 入札参加申込みに必要な書類の提出期限及び方法

- (1) 証明書等の提出期限
令和7年7月17日 15時00分
- (2) 申込み方法
この一般競争に参加を希望するものは、下記入札書類データ（証明書等）を4（1）の期限までに提出すること。
・電子調達システムにより入札を行う者は下記の書類を電子調達システムにより提出すること
① 令和7・8・9年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）における資格決定通知書の写し
② 「確認書」
・紙入札方式にて参加を希望する者は下記の書類を提出すること
上記①のほか、
③ 「紙入札方式参加願」
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 証明書等審査結果の通知
4（2）により提出された証明書等の審査結果を令和7年7月18日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

5 入札書受領期限及び開札日時場所

- (1) 契約及び入札に関する問い合わせ先
〒 985-8507 宮城県塩釜市貞山通3-4-1
第二管区海上保安本部 総務部 経理課 入札審査係
Tel 022-363-0111 (内線2224)
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
政府電子調達システム <https://www.p-potal.go.jp/pps-web-biz/>
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683
- (3) 入札書の提出期限
令和7年7月29日 15時00分
- (4) 開札の日時及び場所
令和7年7月30日 10時30分
宮城県塩釜市貞山通三丁目4番1号 第二管区海上保安本部 4F 入札室
- (5) 入札書の提出方法
① 入札書は電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者に紙入札参加願を提出した場合は紙により提出すること。
② 紙入札による入札書の提出方法
入札書は別紙様式1-1にて作成し、
(ア) 直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、封皮に氏名（法人の場合は名称又は商号）及び
「令和7年7月30日開札、
〔（塩釜合庁）敷地内環境整備〕
の入札書在中」と朱書しなければならない。
(イ) 郵便（配達証明又は書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に
「令和7年7月30日開札入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合
と同様に氏名等を朱書し、上記5（1）宛に入札書提出期限までに到着するよう送付しな
ければならない。
③ 電報、電話による入札は認めない。
④ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 入札の無効
① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務
を履行しなかった者の提出した入札書及び次に該当する入札は無効とする。
(ア) 競争参加資格のある者であっても、入札時において、第二管区海上保安本部長から指名停止措
置を受け指名停止期間中にある者のした入札
(イ) 委任状が提出されていない代理人のした入札
(ウ) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
(エ) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができ
る。）を欠く入札（ただし、押印省略の場合で、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・
連絡先の記載がない入札も無効とする。）
(オ) 金額を訂正した入札
(カ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(キ) 公正な競争の執行を妨げたもの又は公正な価格を乱し、若しくは不正な利益を得るため連合し
た者の入札
(ク) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
② 電子入札参加者にあつては、電子証明書を不正に使用して行なった入札
- (7) 入札の延期等
入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができな
い状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず若しくは入札の執行を延期し又
はこれを取り止めることがある。
- (8) 代理人による入札
① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示
及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで
に「委任状」を提出しなければならない。
② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができ
ない。
- (9) 入札者又は代理人の押印省略による入札
入札者又は代理人が入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件
責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。
- (10) 開札
① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わ
ない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加
資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると
認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

- ⑤ 電子調達システム参加者の障害によって電子入札ができない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ、下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。
- ・天災
 - ・広域・地域的停電
 - ・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
 - ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合
- （ただし、ＩＣカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）
- ⑥ 発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- ⑦ 入札締切予定時間になっても入札書が電子調達サーバーに未到達であり、かつ、電子入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。
- ⑧ 開札を執行した場合、入札者またはその代理人のした入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札の時間については、原則として開札手続きを行ったのち30分後に行うこととするので、電子入札者は再度入札通知書を必ず確認すること。
- なお、開札手続きに時間を要するなど再度入札の予定時間を大幅に超えるような場合は、入札参加者に対して契約担当官等から連絡を行う。紙入札業者は開札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行うことがある。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者の決定方法
- ① 本入札説明書5に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書4の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ただし、予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他請負契約については、契約の相手方となるべき者の申込みにかかる価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをしたほかの者のうち、最低価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。
- ② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、「紙入札方式参加願」に記載するものとする。
- 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
- (ア) 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- (イ) 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が「紙入札方式参加願」に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- (ウ) 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
- ④ 予算決算及び会計令第85条の基準に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。
- (3) 契約書の作成（ただし、契約金額が250万円に満たない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 紙契約方式にて契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (4) 支払条件
- 履行完了後、適法な支払い請求書を受領した日から30日以内に、第二管区海上保安本部において、その代金を支払うものとする。
- (5) 異議の申立
- 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (6) 電子入札方式の証明書等に使用するアプリケーション及びバージョンについては次のいずれかとする。
- ・一太郎 Pro4形式以下での保存
 - ・Microsoft Word Word2016形式以下での保存
 - ・Microsoft Excel Excel2016形式以下での保存
 - ・PDFファイル AcrobatDC以下で作成のもの
 - ・画像ファイル JPEG形式及びGIF形式
- (7) 電子入札方式の証明書等を圧縮する必要がある場合は、次の方式とする。なお、各々の自己解凍方式は使用出来ない。
- ・LZH方式またはZIP方式
- (8) 入札書については、第二管区海上保安本部入札・見積者心得書第6各号に該当するものを除き、入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提起できないものとする。また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置が講じられるので注意すること。
- (9) 入札に参加する者は、入札説明書等の交付を手交、または郵送によらない場合、ホームページからダウンロードのうえ内容を熟読すること。ダウンロードをしない場合は入札に参加できない場合がある。
- (10) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「第二管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。
- (11) 入札希望者／契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むように努める。

塩釜港湾合同庁舎敷地内環境整備請負契約書

収 入
印 紙

1 契約件名 (塩釜合庁) 敷地内環境整備

2 契約金額 金 * * * * * 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 * * * * * 円

ただし、塩釜港湾合同庁舎の入居官署がそれぞれ分担する。

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 7 及び第 72 条の 8 3 の規定により算出したもので、契約金額に 10 / 110 を乗じて得た金額である。

3 履行期限 令和 8 年 2 月 27 日

4 履行場所 塩釜港湾合同庁舎

5 契約保証金 免 除

第二管区海上保安本部が管理する、塩釜港湾合同庁舎のうち、敷地内環境整備について、支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 * * * * (以下「発 1」という。)、支出負担行為担当官 横浜税関総務部長 * * * * (以下「発 2」という。)、支出負担行為担当官 仙台検疫所総務課長 * * * * (以下「発 3」という。) 及び分任支出負担行為担当官 横浜植物防疫所塩釜支所長 * * * * (以下「発 4」という。) と、受注者 * * * * * * * * との間において、次の条項により請負契約を締結する。

なお、上記記載の発 1 から発 4 までを以下「発注者」という。

(総 則)

第 1 条 受注者は、敷地内環境整備（以下「業務」という。）を履行するにあたり、発注者の任命する監督職員（以下「監督職員」という。）の指揮監督のもとに、関係法令を遵守し信義誠実の原則に従い、業務を行うものとする。

(業務の仕様)

第2条 業務の仕様は、仕様書のとおりとする。

(仕様書等の解釈)

第3条 受注者は、仕様書について疑義を生じたもの、又は仕様書に明記されていない事項については、発注者及び受注者が協議して定めるものとし、その他軽微なものについては、発注者又は監督職員の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内で実施するものとする。

(委任又は下請負の禁止)

第4条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

(現場代理人及び作業員の通知)

第5条 受注者は、この契約の履行について、自己の代理人（以下「現場代理人」という。）及び作業員を定め、その住所、氏名、資格も書面をもって契約締結後すみやかに、発注者に通知するものとする。

2 発注者又は監督職員は、現場代理人及び作業員のうちに、著しく不相当と認める者がいるときは、受注者に対しその事項を示して変更を求めることができるものとする。

(光熱水料の負担)

第6条 受注者がこの業務を実施するため必要とする電力及び水道の費用は、発注者の負担とする。

(危険負担)

第7条 受注者の使用人が履行場所においてする業務上の行為は、すべて受注者の責任とする。また、当該使用人が業務に関連して、傷害又は死亡等の人身事故に遭遇した場合も受注者の責任とする。

(損害賠償)

第8条 受注者は、業務の遂行にあたり、建物、器物その他に損害を与えたときは、受注者は発注者の指定する期間内に代品をもって補充し、若しくは原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、天災地変その他受注者の責に帰することのできない事由に基づく場合は、この限りでない。

2 受注者は、業務の遂行上、作業により又は業務上の欠陥により、前条に掲げる場合以外、人身事故その他の損害を生じさせたときは、損害賠償の責に任じなければならない。前項ただし書は、本項において同じとする。

(代金の支払)

第9条 受注者は検査合格後、当該期間中における給付額について、発注者に対し、支払請求を提出するものとする。

2 発注者は、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から、30日(以下「約定期間」という。)以内に代金を支払うものとする。

3 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不適當であることを発見したときは、その理由を明示してこれを返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から、発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間

に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が、受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な請求書の提出がなかったものとし受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第10条 発注者は、約定期間内に代金を支払わないときは、受注者に対し遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払する日までの日数に応じ、年利率2.5パーセントにより計算した額とする。ただし、受注者が支払代金の受領を遅延した日数、及び天災地変その他やむを得ない事由により、支払のできなかった日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が、100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、また、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(履行延期)

第11条 受注者は、この契約に定める履行期限（受注者があらかじめ発注者に提出する作業予定表に示した作業予定期日を含む。）までに業務を履行することができないときは、あらかじめ遅延の理由及び履行可能な日を明示して、発注者の承認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対して支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、その理由が天災地変その他受注者の責に帰すことのできない事由に基づく場合のほか遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第 12 条 前条第 2 項の規定による遅滞金は、延伸前の履行期限日の翌日から延伸後の履行期日までの日数に応じ、遅滞 1 日につき当該契約金額の年利率 3 パーセントにより計算した額とする。ただし、その総額が契約金額の 10 分の 1 を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

(契約の解除)

第 13 条 次の各号の一に該当するときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 一 受注者から解約の申し出があったとき。
- 二 受注者が履行期限までに業務を履行しないとき、又は履行期限までに業務履行する見込みがないことが明らかとなるとき。
- 三 前 2 号のほか受注者がこの契約に違反し、そのために発注者が契約の目的を達することができないとき。
- 四 第 4 条の規定に違反したとき。
- 五 この契約の履行について受注者又は現場代理人若しくは使用人等が、不正の行為をしたとき、又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は、妨げようとしたとき。
- 六 受注者が破産の宣告を受け又は居所不明となったとき。

2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下

「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

二 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(第六号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 第1項第1号から第6号及び前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第1項第1号から第3号までの場合において、受注者の責に帰することができない事由があるときは、この限りではない。

第14条 発注者は前条に定める場合のほか、自己の都合により業務の履行完了前に、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において受注者に損害を生じ、解約後30日以内に請求があるときは、発注者はその損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は確証あるものを限度として、発注者・受注者協議して定めるものとする。

(相殺等)

第15条 この契約により発注者が受注者から取得すべき、遅滞金、違約金等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を、受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合、又は発注者が遅滞金、違約金等を徴する場合において、受注者が発注者の指定する相当の期限までに、これらの金額を支払わないときは、受注者は発注者に対して遅延利息を支払わなければならない。ただし当該取得金、遅滞金又は違約金が1,000円未満の場合はこの限りでない。

3 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは、「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第16条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 6 3 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）
- 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法 第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第17条 本作業により知得した情報等の秘密は、これを第三者に漏洩してはならない。

(契約外の事項)

第18条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義または紛議を生じたときは、発注者・受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この契約書を2通作成し発1及び受注者が各1通を保有する。

令和 年 月 日

発1 宮城県塩釜市貞山通三丁目4番1号

支出負担行為担当官

第二管区海上保安本部長 ＊＊＊＊＊

発2 神奈川県横浜市中区海岸通1－1

支出負担行為担当官

横浜税関総務部長 ＊＊＊＊＊

発3 宮城県塩釜市貞山通三丁目4番1号

支出負担行為担当官

仙台検疫所総務課長 ＊＊＊＊＊

発4 宮城県塩釜市貞山通三丁目4番1号

分任支出負担行為担当官

横浜植物防疫所塩釜支所長 ＊＊＊＊＊

受注者 ＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊

確 認 書

件名 : (塩釜合庁) 敷地内環境整備
(電子入札対象案件)

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会 社 名 等

部 署 名

確 認 者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く
10桁の数字・英字(例: 14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

※今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となる
ことがあります。

※上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

委任状

令和 年 月 日

第二管区海上保安本部長 殿

住 所（所在地）

商 号 又 は 名 称

代 表 者 役 職 氏 名

私は、 を代理人と定め、下記の入札に関する一切の権限を
委任します。

記

- 開札日 令和7年7月30日
- 件 名 （塩釜合庁）敷地内環境整備

受任者使用印

受任者使用印

紙入札方式参加願

1. 件名 (塩釜合庁) 敷地内環境整備

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号
企業名称
企業郵便番号
企業住所
代表者氏名
代表者役職
電子くじ番号

(連絡先)
電話番号
メールアドレス

入札者
住所
企業名称
氏名

支出負担行為担当官
第二管区海上保安本部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名) :
担当者(会社名・部署名・氏名) :
連絡先1 :
連絡先2 :

※入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が
記載、押印する。
※電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の
3桁の数字を記載する。

入 札 書

一金

ただし (塩釜合庁) 敷地内環境整備

貴部局入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
第二管区海上保安本部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注) 1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。